

付加価値税 | 非現金決済証憑、輸出加工企業へのサービスなど

2025年7月

■ 法令

付加価値税に関する政令 DECREE 181/2025/ND-CP、通達 CIRCULAR 69/2025/TT-BTCが2025年7月1日付で発行され、同日から適用されます。

■ 概要

①**5百万VND以上**（付加価値税を含む）の支払いについて仕入税額控除を行うためには、非現金決済証憑が求められます。非現金決済には、銀行送金、デビットカード、クレジットカード、電子ウォレットなどが含まれます。

②付加価値税率0%の適用対象となる輸出品、輸出サービスが明記されました。

非関税地域内の組織に提供され、付加価値税率0%の対象となるサービスが詳細に規定されています。

- ・ 非関税地域内の組織に直接提供され、非関税地域内で消費される、輸出製造活動に直接資するサービス
- ・ 輸送サービス、輸出加工企業（EPE）に提供されるサービス（コンテナ吊り上げ、荷役など）

※輸出加工企業（EPE）に対して提供される輸出製造活動に直接資するサービス以外のサービスについては、税率0%の適用対象外となり、税率10%が適用される可能性があります。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>
vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。